

## ワン・ブルー・エルエルシー事件

- 【文献種別】 発表／公正取引委員会  
【裁判年月日】 平成28年11月18日  
【事件名】 ワン・ブルー・エルエルシー事件  
【参照法令】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律  
【掲載誌】 公正取引委員会ホームページ

### 事実の概要

ワン・ブルー・エルエルシー（以下「ワン・ブルー」）は、ブルーレイディスク（以下「BD」）規格の実施に当たり必須となる特許（以下「BD標準規格必須特許」）の特許権者（以下「ワン・ブルーの特許権者」）から委託を受け、多数のBD標準規格必須特許の管理等を行うパテントプールである。ワン・ブルーの特許権者は、BD標準規格必須特許について他の者に公正、妥当かつ無差別な条件（fair, reasonable and nondiscriminatory、以下「FRAND条件」）でライセンスすることを表明していた。ワン・ブルーの特許権者で記録型BDを製造販売している者は、我が国における記録型BDの販売シェアの過半を占めている。

ワン・ブルーは平成24年頃から、我が国に所在し、BDのうち使用者が記録できる記録型BDを製造販売するイメーション株式会社（以下「イメーション」）およびその親会社で米国所在のイメーション・コーポレーション（以下「米イメーション」）と、記録型BDに係るBD標準規格必須特許のライセンス交渉を行っていたが、ライセンス料について当事者間で合意できなかった。当該交渉においてイメーションおよび米イメーションはワン・ブルーに対し、公正で妥当なライセンス料を支払う意思があることの表明、公正で妥当と考えるライセンス料の提案、ワン・ブルーが提示するライセンス料の設定根拠の説明要請等を行っていたが、ワン・ブルーは非差別的な条件を提供するためにライセンス料について交渉はできないとして、当該設定根拠の説明も行わなかった。

ワン・ブルーは前記のライセンス交渉を促進させるため、平成25年6月頃、イメーションが製造販売する記録型BDの販売を行っていた取引先小売業者のうち、我が国における有力な取引先3

社に対して、ワン・ブルーの特許権者が当該取引先の特許権侵害行為について差止請求権を有していること等を内容とする通知書を送付し（以下、本送付を「本件告知」という）、3社のうち1社は、平成25年6月頃から平成27年3月頃まで、イメーションの記録型BDの販売を停止した。イメーションは平成25年8月、ワン・ブルーによる本件告知と同様の行為の差止等を求めて提訴したところ、東京地裁はワン・ブルーの特許権者が上述した差止請求権を行使することは「権利の濫用」として許されず、これを行使できるように告知することは、不正競争防止法2条1項15号（判決当時は14号）が定める不正競争（虚偽の事実の告知）に該当する旨の判決（東京地判平27・2・18判タ1412号265頁。以下「不競法事件」）をした（同判決は確定している）。

平成27年4月頃、不競法事件の確定を受け、販売を停止していた小売業者は販売を再開した。イメーションは、平成27年12月頃、記録型BD市場の今後の成長が困難な見通しであるなどの理由から記録型BDの製造販売市場から撤退した。

### 公正取引委員会の対応

1 「イメーションは、……記録型BDに係るBD標準規格必須特許について、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有していた者と認められるところ、……ワン・ブルーは、自己と我が国における記録型BDの取引において競争関係にある事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害していたものであって、この行為は、不公正な取引方法の第14項（競争者に対する取引妨害）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである。」

2 しかしながら、公取委は、(i) ワン・ブルー

が本件告知後、同様の行為を行っていないこと、(ii) ワン・ブルーが不競争事件判決や「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(以下「知財ガイドライン」)等を遵守すること、本件告知と同様の行為を行わないことについて確認していること、(iii) 記録型 BD 市場規模はほぼ横ばいであり、今後、当該市場への新規参入が活発に行われる可能性は低いところ、現在、我が国で販売されている記録型 BD のほとんど全ての製造販売業者は、ワン・ブルーとライセンス契約を締結していること、等の諸事情を総合的に勘案し、「特に排除措置を命ずる必要があるとは認められないと判断し、本件審査を終了することとした。」

## 解説

### 一 事件の前提と背景

1 本件は、公取委が審査の結果、独占禁止法違反行為があったとしながら、特に排除措置を命ずる必要があるとは認められないと判断して、審査を終了した特異な事例である。この解説ではまず違反行為の成立をその背景とともに説明した後、排除措置命令を認めなかったことに関する問題点について説明する。

### 2 標準必須特許と FRAND 宣言について

標準化機関によって策定された標準規格に関して、標準規格に準拠した製品・役務を提供するために実施が不可欠な特許である標準必須特許(知財ガイドラインでは「標準規格必須特許」とよばれている)がしばしば存在する。標準規格が定着した後に、標準必須特許のライセンスの許諾やその条件が恣意的になされると、標準規格実施者が不利益な立場に追いやられ、ライセンス料が著しく高騰するおそれなどがあり、結果として標準規格の普及が妨げられることになる。そのような事態を避けるために、多くの標準化機関では標準必須特許権者に、標準規格実施者に対して FRAND 条件でライセンスを許諾する旨の宣言(以下「FRAND 宣言」)を求めている。近時、FRAND 宣言がなされた特許において濫用的な権利行使が行われたケースが国際的に問題となっており、特許法、競争法などで対処されている<sup>1)</sup>。

これに関する我が国特許法の立場はアップル対サムスン知財高裁大合議事件によって明らかにされている。まず、知財高裁大合議決定(知財高決

平 26・5・16 判時 2224 号②事件)は、FRAND 宣言をしている者が、FRAND 条件によるライセンスを受ける意思を有する標準規格実施者に対して、特許権に基づく差止請求権の行使は、権利の濫用(民法 1 条 3 項)であり、許されないとした。同事件知財高裁大合議判決(知財高判平 26・5・16 判時 2224 号①事件)は FRAND 宣言がされた場合の損害賠償請求についても「FRAND 条件でのライセンス料相当額の範囲内」で決せられるとした。

また、独占禁止法については、知財ガイドラインは 2016 年改正で「技術を利用させないようにする行為」として、FRAND 宣言をした標準必須特許権者が、ライセンスを受ける意思を有する者に対し差止請求訴訟を提起したり、ライセンス拒絶を行うことなど<sup>2)</sup>を挙げ、それが私的独占(第 3・1(1)オ)または不正な取引方法(第 4・2(4)一般指定第 2 項、第 14 項)に該当するという立場を明らかにしている。

### 二 本件で問題となった行為

#### 1 差止請求の告知

本件で問題となった行為は、知財ガイドラインが直接的に取り扱っている「技術を利用させないようにする行為」そのものではない。標準実施者から被疑侵害製品を購入・販売する小売店に対し、ワン・ブルーが差止請求権を有していること等を内容とする本件告知を行ったことである。もっとも、行為の評価の前提として「不当に技術を利用させない行為」が存在する。ライセンスを受ける意思のあるイメージンに対して権利行使できない状況にある以上、小売店に対しても権利行使ができないにもかかわらず、権利行使できかねるかがごとき本件告知を行うことが、イメージンと当該小売店との取引を不当に妨害するものと評価されたものである。不競争事件判決が、小売店に差止請求権を行使することも権利の濫用として許されないにもかかわらず、これを行使できるかのように記載した点において虚偽の事実を告知するものであるとしたのと軌を一にしている。

#### 2 独占禁止法 21 条

独占禁止法 21 条は「特許法、……による権利の行使と認められる行為には」独占禁止法を適用しない旨を定めている。本件で問題となった差止訴訟の提起やその告知は、「認められる行為」の前提としての「権利の行使とみられる行為」であ

る。そのような場合であっても、「行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者が創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は」『『権利の行使と認められる行為』とは評価できず、独占禁止法が適用される』（知財ガイドライン第2の1）。本件では、そもそも特許法上も濫用とされる行為であり、「権利の行使とみられる行為」であっても「認められない行為」ということになる<sup>3)</sup>。

### 三 不当な取引妨害の成立

#### 1 取引妨害

本件では特許権に基づく差止請求権が行使できないのに、イメーション側の取引相手である小売店らに差止請求を有していると告げた。そのため取り扱いを停止したのも現れるに至った。このような事実に基づかない権利の告知によって取引を妨げる行為を一般指定14項の不当な取引妨害としたものである。一般指定14項は競争手段の不当性に公正競争阻害性を求めるのが原則であるが、本件では権利行使の根拠がないにもかかわらず、それを匂わせることによって取引を妨害したものであり手段の不当性を認めるのに十分なものである。特に、FRAND交渉過程においてこのような告知を行うことはホールドアップ状況を悪化させるものであり、悪質性は高いものといえる。なお、差止請求が制限されることの前提として、ライセンスを受ける意思を有することの有無が問題となるが、それは四で説明する。

第一興商事件（審判審決平21・2・16審決集55巻500頁）では、著作権法上は法定された権利ではないが管理楽曲と呼ばれる楽曲に対してレコード制作会社からも個別にその使用の承諾を得ることが必要であると信じられている状況下で、競争相手の通信カラオケに関して許諾を与えず、その取引相手に対して管理楽曲が使えなくなる旨の告知を行ったことを不当な取引妨害とした。これも不許諾が許されない状況で（そもそも法的にも許諾が必要ないと解されうる状況でもあった）、競争相手にそれに反した告知を行ったものである。この事件では手段の不当性のみならず、自由競争減殺が生じていたことも認定されている。本件でも、自由競争減殺も生じたものと考えられる。

#### 2 競争関係

ワン・ブルーはパテントプールであって、記録型BDの製造販売を行うイメーションとは直接競争関係に立つものではない。しかし、ワン・ブルーの特許権者の中には我が国において記録型BDを製造販売している者が存在している。このことから競争関係が容易に認められたものである。不当な取引妨害に関する私訴である日本テクノ事件東京高裁判決（東京高判平17・1・27審決集51巻951頁）も、妨害を受けた者と直接競争関係に立つ者ではなくとも、それと競争関係にある者の委託を受けて活動を行っている場合には、不当な取引妨害の主体たりうるものと認められるとしている<sup>4)</sup>。

#### 四 「ライセンスを受ける意思を有する者」基準

FRAND宣言は標準規格必須特許へのアクセスおよび条件を公正・合理的・非差別的にすることによって、競争を排除する力等を制御して競争条件を確保するためのものである。なお、FRAND条件でのライセンス契約は直接的に実現されるのではなく、FRAND条件になかったライセンス契約はライセンサーとライセンシーとの交渉によって実現される。差止請求権の行使は、ライセンス契約がなされていないことの証でもあるため、ここでの特許権者の行為は取引拒絶と構成すべきだとする議論もあるがもう少し丁寧に論じる必要がある。FRAND条件は直ちに特定の取引条件を指定するものではなく、交渉によって具体的な取引条件を決定するのが建前である。FRAND宣言があるからといって差止を全面的に否定することはできず、交渉自体が拒まれた場合にはライセンス拒絶は正当化され、差止もやむなしということになる。しかし、誠実な交渉が行われているのに差止請求を行使するのは、ホールドアップ状況を梃子にした力を行使して交渉を進めるものであり、それを認めるのは適当でない。取引を拒絶したのと同等と評価できる場合もある<sup>5)</sup>。他方、交渉があれば良いというだけだと、特許権者を交渉上不利な立場に追いやるリバース・ホールドアップ状況を招くおそれもある。これらの問題点のバランスをとる基準として、「ライセンスを受ける意思を有する者」という基準があり、多くの法域で採用されている<sup>6)</sup>。これに該当するか否かは、ライセンス交渉における両当事者の対応状況等に照らして、個別事案に即して判断されることになる。

本件では、イメーション側が公正・妥当なライ

センス料を支払う意思を表明するなどした上で、ワン・ブルー側にライセンス料の設定根拠の説明要請等を行っていたが、これに対しワン・ブルー側がその設定根拠の説明も行わなかったといった事情から「ライセンスを受ける意思を有する者」とされた。交渉過程においてイメーション側がなすべきことはしており、ワン・ブルー側の交渉での対応からするとこの認定は頷ける。なお、不競法事件も同様の事情から「ライセンスを受ける意思を有する者」と認めるのが相当であるとした。

これに対して、ワン・ブルー側がパテントプールであることに注目して、「ライセンスを受ける意思」の認定に懐疑的な見解もある<sup>7)</sup>。公取委「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（平成19年9月28日改正）によれば、かかるパテントプールは「標準独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、合理的な理由のない限り非差別的にライセンスすることが必要である」（第3の3(1)）としている。ワン・ブルー側はパテントプールとして非差別的な条件を提供する必要があるというだけで、それ以上合理性・妥当性の根拠を示す必要はないのではないか。しかし、上記の要請は、標準必須特許がFRANDで提供されることが望ましいという判断から、未然防止のために必要とされるものにすぎない。形式的・画一的に同じ条件であることは、公正・妥当さを意味しないし、実質的に非差別的であることも保証しない。パテントプールであるとしても当該ロイヤリティがFRAND条件に従ったものであることの根拠・説明は必要であると考えられる。

## 五 本件の事件処理

本件では、ワン・ブルーが本件告知後同様の行為を行っておらず独占禁止法等の遵守体制を確保したとみられること、イメーションの取引先小売業者も同社製記録型BDの取り扱いを再開していること、ワン・ブルーが上記判決後は、さらに我が国の記録型BD市場の状況から今後、ライセンス候補者となる事業者があらわれると想定できないことなどから、排除措置命令を「特に必要があると認めるとき（独占禁止法第7条2項）」には当たらないと判断された。

排除措置命令が特に必要がない以上、正式の手続をとる手立てはない。このため、独占禁止法25条訴訟の余地もなくなっている。違反宣言審

決が存在した時代であれば、少なくとも違反行為の存在自体は公的に宣言できたはずであり、また、その認定を不服とする者は正式にそれを争うこともできた。もっとも、本件に関していえば、不競法事件では差止は認められたものの、故意・過失はなかったとして損害賠償請求は棄却されたことから、公取委の対応はこれで良いという見方もあるかもしれない。25条では損害賠償責任は無過失であっても免れないことから、不競法事件とは異なった結論になるからである。しかし本件の処理は、違反行為がたまたま正式の事件処理ができないことから生じた結論であって、かような目的のための処理ではない。そもそも、このようなケースで不競法の損害賠償が否定されたからといって独占禁止法の評価もそれに従う必要はない。第三者への差止請求の告知がホールドアップ状況を悪化させることなどを考えれば、独占禁止法25条の損害賠償を妥当とする余地はある。

### ●—注

- 1) この点については川瀨昇「標準規格必須特許問題への競争法的アプローチ」RIETI ディスカッションペーパー (15-J-043) <https://www.rieti.go.jp/publications/dp/15j043.pdf> を参照。
- 2) 宣言を撤回して同様の行為を行うことも含まれる。なお、標準機関が要求する宣言は撤回不能である例が多い。
- 3) 特許法上権利の濫用に該当することは、「権利の行使と認められない」例の必要条件ではない。FRAND宣言がなされた標準規格必須特許を恣意的に行使して競争を害することは、「知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反する」形での利益の追求であり、特許法上の評価を待たずとも独占禁止法21条の「権利の行使と認められる行為」ではないと評価できる。なお、知財ガイドラインではFRAND宣言者からの譲受人の行為も対象となっている（第3の1(1)才参照）。
- 4) 不競法事件判決も、記録型BDを製造販売する特許権者からの委託を受けて本件告知を行ったのであり、いわば代理人的立場にある者として競争関係を認めた。
- 5) FRAND条件と大きく乖離した条件を無理強いすることも不当に取引を拒絶したのと同一視できよう。
- 6) 川瀨・前掲注1) 23~35頁参照。
- 7) 鶴原稔也「情報通信分野における標準必須特許に係わる紛争の歩みと今後の課題（下）」公取811号44頁、46頁参照。

### ●—参考文献

本件評釈として、伊藤隆史・経済法判例百選〔第2版〕190頁、泉克幸・平成29年度重判解260頁。

京都大学教授 川瀨 昇